

12月3日～9日は障害者週間です

【問い合わせ】 障がい福祉課 ☎ 22・9657 FAX 22・9662

障害者週間は、障がいのある人たちに対する社会的な障壁を取り除き、社会的参加を推進していくために、理解と認識を深めるための週間です。



障がいのある人たちの社会参加は、まわりの人の理解と認識があつてこそ実現するものです。また、地域住民の心づかいや思いやりが住みやすいまちづくりにつながります。

日常生活や会社・店などの事業活動の中でできる配慮や工夫を考えてみませんか。

◆「障害者差別解消法」をご存じですか

今年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これは、国や市などの行政機関や、会社・店などの民間事業者による「障がいを理由とする差別」をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくるための法律です。

「障がいのある人」とは…

障害者基本法では、「身体障がい・知的障がい・発達障がいを含む精神障がい・そのほか心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人」と定められています。

※障害者手帳を持っていない人も含みます。

《障害者差別解消法のポイント》

対象	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国や地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者 ※個人事業主・NPO法人など	禁止	努力義務

障がいを理由とする
「不当な差別的取扱い」

「合理的配慮を提供しない」

《不当な差別的取扱い》

正当な理由もなく、障がいがあるというだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけたりすることです。

例 スポーツクラブや文化教室などに入会しようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に断られた。

例 アパートやマンションを借りようとして障がいがあることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。

《合理的配慮の提供》

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合は、負担になり過ぎない範囲で、社会的な障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。

例 筆談、読み上げ、ゆっくりと丁寧の説明するなど、コミュニケーションの方法を工夫する。
例 車いすを利用する人が乗り物に乗るときに手助けをする。

◆障がい福祉に関する相談窓口を設けています

障がいのある人やその家族の相談に応じます。気軽にお問い合わせください。

相談機関	内容	連絡先
伊賀市障がい者相談支援センター	市が設置している相談専門機関で、市役所本庁舎にあります。障害福祉サービスの利用や地域での生活で困っていることなどの相談に応じます。関係機関と連携して必要な支援を行います。	☎ 26-7725 FAX 22-9674 ✉ lga-syougai1@ict.jp
伊賀市障がい者相談員	市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。 ○身体：福本紀昭（緑ヶ丘本町）・杉山忠勝（上野桑町） 赤井聖功（阿保）・浜口恵美子（緑ヶ丘本町） 福澤正志（依那具）・福地申大（富永） ○知的：野田一尊（東高倉）・海野啓子（緑ヶ丘西町） 藤島恒久（中柘植） ○精神：矢野真砂子（桐ヶ丘一丁目）	障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662 ✉ shougai@city.iga.lg.jp